

2025年3月28日

各 位

上 場 会 社 名 コクヨ株式会社
代 表 者 代表執行役社長 黒田 英邦
(コード番号 7984 東証プライム)
問合せ先責任者 執行役員
ファイナンス&アカウンティング本部長
本田 仁志
(TEL06-6976-1221)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

| | |
|--------------------|--|
| (1) 払込期日 | 2025年4月15日 |
| (2) 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 21,215株(以下「本割当株式」といいます。) |
| (3) 処分価額 | 1株につき 2,971円 |
| (4) 処分価額の総額 | 63,029,765円 |
| (5) 割当予定先 | 取締役 7名(※) 3,710株 執行役 2名(※2) 5,936株 執行役員10名 11,569株 (※1 当社執行役兼務者2名を除く。) (※2 取締役兼務者) |

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役(社外取締役を除きます。)及び執行役員に対して、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまとの価値共有を進めることを目的として、2019年より譲渡制限付株式報酬制度を導入しておりました。

当社は、2024年3月28日に指名委員会等設置会社へ移行したことに伴い、同日開催の報酬委員会において、当該譲渡制限付株式報酬制度の対象の範囲を拡大することとし、当社の社外取締役及び執行役員に対しても譲渡制限付株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入する方針を決議し、当該方針に基づき、取締役7名(当社執行役兼務取締役を除きます。)、執行役2名(当社取締役兼務者)及び執行役員10名(以下、総称して「対象役員」といいます。)に対して、株主の皆さまとの価値共有を一層進める観点から、譲渡制限付株式の付与を行っております。

本制度の概要及び譲渡制限付株式割当契約の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込

み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの処分価額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象役員に特に有利とされない範囲で取締役会において決定いたしました。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に本割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象役員は、2025年4月15日(払込期日)から2075年4月14日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に対象役員が任期満了、死亡その他正当な事由により退任した場合の取扱い

ア 対象役員が、譲渡制限期間において、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は従業員のいずれの地位も退任又は退職した場合、当該退任又は退職の直後の時点をもって、取締役の場合は払込期日が属する年の4月から、執行役及び執行役員の場合は払込期日が属する年の1月から、当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には、1とする。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式又はその他取締役会で定める数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

イ 対象役員が、譲渡制限期間において、当社の取締役会が正当と認める事由によらず、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は従業員のいずれの地位も退任又は退職したときは、当該喪失の日から1週間を経過した時点、本譲渡制限期間の満了時点、又は当社の取締役会決議によって定める時点のいずれか早い時点をもって、本割当株式の内、当社によって無償取得されていない数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、上記(3)に定める譲渡制限解除の直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)により承認された場合には、取締役会の決議により、取締役の場合は払込期日が属する年の4月から、執行役及び執行役員の場合は払込期日が属する年の1月から、当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には、1とする。)に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年3月27日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,971円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上